

# 山梨県社会福祉法人認可基準

令和4年7月

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

## 山梨県社会福祉法人認可基準

社会福祉法人（社会福祉協議会、社会福祉事業団及び共同募金会を除く。以下「法人」という。）の設立認可については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「審査基準」という。）、社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号、厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「審査要領」という。）その他関係法令によるほか、この基準によるものとする。

### 第1 基本的事項

- 1 設立代表者は、法人の理事長就任予定者であること。
- 2 法人は、法第2条に規定する社会福祉事業を行うために設立されるものであること。ただし、次に掲げる場合は、原則として法人の設立を認めない。
  - (1) 法第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業を行う場合
  - (2) 法第2条第3項第10号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業を行う場合
  - (3) 第2種社会福祉事業である相談に応じる事業のみを行う場合
  - (4) 第2種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみを行う場合
  - (5) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われる場合
- 3 補助金を受けて社会福祉施設を設置する場合は、当該補助金の交付が確実になった後でなければ認可は行わないこと。
- 4 設立代表者が既に別の法人の代表者である場合、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業体を設立する必要性が認められるものであること。

### 第2 定款

審査基準別紙2記載の社会福祉法人定款準則（社会福祉法人定款例）に準拠していること。

### 第3 法人の資産

- 1 社会福祉施設を経営する法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。社会福祉の用に供する不動産の全てが国若しくは地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けたものである場合は、1,000万円に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券、又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していること。
- 2 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉

施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

- 3 特別養護老人ホームの設置に必要な土地及び建物については、設置者が所有権を有しているか、国又は地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であり望ましいが、土地の取得が困難な場合には、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて差し支えないこと。

ただし、特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、法人が寄付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

- 4 地域活動支援センターの設置に必要な土地及び建物については、原則として、すべてについて所有権を有していること。ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- 5 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合、幼保連携型認定こども園を設置する場合又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大する。

ただし、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 貸与を受ける土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、登記を行わなくても差し支えないこと。
- (2) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

- 6 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の設置に必要な土地及び建物については、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととする。

ただし、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、入所施設（社会福祉事業等）の定員の合計数の2分の1を超えないこと。
- (2) 貸与を受けている不動産について、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

- (3) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

7 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁(知事)が認める額の資産とすることができること。

8 居宅介護等事業(児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。))の経営を目的として法人の設立をする場合、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

- (1) 5年(特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定又は障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 山梨県の区域内においてのみ事業を実施すること。

9 共同生活援助事業等(認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業(共同生活介護又は共同生活援助に係るものに限る。))の経営を目的として法人の設立をする場合、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

- (1) 5年(特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活援助事業所等の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定又は障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 山梨県の区域内においてのみ事業を実施すること。

10 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人の設立をする場合、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとする。

- (1) 5年(特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該訓練事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上にわたって、訓練事業の経営の実績を有しているとともに、訓練事業について、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委

- 託又は助成を受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。
- (2) 山梨県の区域内においてのみ事業を実施すること。
- 11 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すため、次が確認できること。
- (1) 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認できること。
- (2) 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書等から確認できること。
- 12 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も前項と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が、社会通念上、その者の生活を維持できると認められる額を上回り、かつ、年間の課税所得の4分の1以内であること。
- 13 必要な資産として、その他財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。
- なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者総合支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援事業若しくは障害児施設入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。
- 14 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められることが必要であること。
- また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。
- 15 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

#### 第4 評議員及び評議員会

- 1 法人には、評議員及び全ての評議員で組織する評議員会を置くこと（法第36条）。
- 2 評議員は、当該法人の理事、監事及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと（法第40条第2項）。

- 3 評議員の定数は、定款で定めた理事定数を超える数（事業規模が政令で定める基準を超えない小規模法人については、施行日から起算して3年を経過する日（令和2年3月31日）までの間は、4人以上）。
- 4 評議員には、各評議員・役員の配偶者又は3親等以内の親族その他各評議員・役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者を含むことはできないこと。
- 5 関係行政庁の職員が法人の評議員となることは差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員となっても差し支えないこと。
- 6 実際に法人運営に参画できない者を評議員として名目的に選任することは適当でないこと。
- 7 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として参加したりすることは適当でないこと。
- 8 次に掲げる者は、評議員となることはできないこと（法第40条）。
  - (1) 法人
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人
  - (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) (3)に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなるまでの者
  - (5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 9 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員となることができないこと。

#### 第5 役員（理事及び監事）

- 1 関係行政庁の職員が法人の役員になることは差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。
- 2 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- 3 地方公共団体の長等、特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。

- 4 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下4において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。

| 理事定数  | 親族等特殊関係者数 |
|-------|-----------|
| 6名    | 1名        |
| 7～9名  | 2名        |
| 10名以上 | 3名        |

- 5 理事の定数は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- 6 次に掲げる者は、役員となることはできないこと（法第44条第1項）。
- (1) 法人
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人
  - (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) (3)に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなるまでの者
  - (5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 7 暴力団員等の反社会的勢力の者は、役員となることができないこと。
- 8 理事には社会福祉事業の経営に関する識見を有する者及び事業区域における福祉に関する実情に通じている者を加えること。
- (1) 次のような者は、社会福祉事業の経営に関する識見有する者であること。
    - ア 社会福祉に関する教育を行う者
    - イ 社会福祉に関する研究を行う者
    - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
    - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
  - (2) 次のような者は、事業区域における福祉に関する実情に通じている者であること。
    - ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
    - イ 民生委員・児童委員
    - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
    - エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
    - オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者
- 9 社会福祉施設を設置する法人にあっては、当該施設の管理者が理事として参加

すること。

- 10 監事は、当該法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法第44条第2項）。
- 11 監事の定数は2人以上とし、監事のうちには、社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者を含まなければならないこと（法第44条）。
- 12 監事は、他の役員の配偶者又は3親等以内の親族その他厚生労働省令で定める特殊な関係にある者であってはならないこと（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。
- 13 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

## 第6 会計監査人

- 1 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること（法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3）。

ただし、事業規模が基準を超えない法人でも、定款の定めにより会計監査人を設置することは差し支えない。

- 2 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士）を含む）又は監査法人であり、公認会計士法の規定により計算書類について監査をすることができる者でなければならないこと。

## 第7 その他

その他、提出書類等の詳細については、別冊「社会福祉法人設立認可申請の手引」を参照すること。